

○西原町景観まちづくり条例

西原町景観まちづくり条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第7条)
- 第2章 景観計画の策定等(第8条―第12条)
- 第3章 行為の届出等(第13条―第20条)
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第21条)
- 第5章 良好な景観形成の推進(第22条―第27条)
- 第6章 雑則(第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、西原町の景観まちづくりに関する必要な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく施行等に関して必要な事項を定めるとともに、良好な景観を形成するための施策を講ずることにより、町民、事業者及び行政等の協働による景観まちづくりを推進し、自然の潤いと活力に満ちた地域社会の実現を図り、良好な景観を次世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 町民 町内に住所を有する者又は町内に土地若しくは建築物等を所有する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び個人をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 町の景観特性である斜面緑地及び歴史・文化資源等の地域特性をいかし、次世代へより良い形で引き継ぎ「緑の斜面と平地が織りなすやすらぎと活力の風景まちづくり」の実現を図る。

(町の責務)

第4条 町は、法及び前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成を促進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 町は、公共施設の建設その他公共事業を行う場合は、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成

○西原町景観まちづくり条例

に自ら努めるとともに、国、県又は町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、自らの行為が良好な景観の形成に影響を与えるものであると認識し、良好な景観の形成に積極的に努め、国、県又は町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国、地方公共団体等に対する協力の要請)

第7条 町長は、良好な景観の形成を推進するため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体又はその他公共的団体に対し、協力を要請するものとする。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第8条 町長は、良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を策定するものとする。

(他の計画等との関連)

第9条 町長は、景観計画の策定に当たっては、法第8条第5項から第11項までに規定するもののほか、既存の関連計画との整合性に留意しなければならない。

(景観計画の変更手続)

第10条 町長は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)を行おうとするときは、法第9条第1項、第2項、第4項及び第5項に規定するもののほか、あらかじめ、西原町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観形成重点地区の指定)

第11条 町長は、良好な景観の形成を重点的に推進する必要があると認める地区を景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)として指定するものとする。

2 重点地区の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

3 町長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の町民及び西原町景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、重点地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

5 前2項の規定は、重点地区の指定を変更し、又は解除する場合において準用する。

(景観地区への移行)

第12条 町長は、前条の重点地区において特に重要な地区については、都市計画における法第61条第1項の景観地区として定めるよう努めるものとする。

2 町長は、景観計画の実施及び推進に当たっては、都市計画との連携を密にし、施策を展開するよう努めなければならない。

第3章 行為の届出等

(事前協議等)

第13条 事業者は、法第16条第1項又は第2項の届出を要する事業を実施しようとするときは、当該対象事業に係る法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等に先立ち、規則で定めるところにより、景観事前協議書を町長に提出し、事前協議を行わなければならない。

○西原町景観まちづくり条例

2 重点地区において、屋外広告物の表示、設置、改造若しくは移設又は表示の変更を行おうとする者は、景観計画との調整を図るため、あらかじめ、町長と当該行為について事前協議を行うものとする。

3 町は、前2項に規定する事前協議があったときには、事前協議を行った者に対し、良好な景観の形成に関する必要な情報を提供するものとする。

(届出を要する行為)

第14条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(届出を要しない行為)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に該当しない行為とする。

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(景観計画への適合)

第17条 町で建築行為等を行おうとする者は、その内容を景観計画に適合させるように最大限配慮しなければならない。

(指導又は助言)

第18条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ西原町景観審議会又は第24条に規定する景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(勧告、命令等に係る手続)

第19条 町長は、法第16条第3項に規定する勧告又は法第17条第1項に規定する変更等の命令若しくは同条第5項に規定する原状回復等の命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、西原町景観審議会の意見を聴くことができる。

2 町長は、前項の勧告又は命令を受けた者が正当な理由なく当該勧告又は命令に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(完了届)

第20条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、完了後7日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除)

第21条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ西原町景観審議会の意見を聴かなけれ

○西原町景観まちづくり条例

ばならない。

2 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

3 前2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定及び指定の解除に関し、必要な事項は、規則で定める。

第5章 良好な景観形成の推進

(景観審議会を設置)

第22条 景観計画の推進に必要な事項について審議をするため、西原町景観審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、良好な景観の形成に関する事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(啓発及び広報活動)

第23条 町長は、町民及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、啓発及び広報活動に努めるものとする。

(景観アドバイザーの設置)

第24条 町長は、良好な景観の形成を推進するため、技術的な指導、助言等を行う者として、景観アドバイザーを置くことができる。

2 景観アドバイザーに関する必要な事項は、規則で定める。

(表彰)

第25条 町長は、良好な景観の形成に尽力し、かつ、その功績が顕著な個人又は団体について表彰することができる。

(景観まちづくり団体)

第26条 町長は、景観まちづくりの推進に寄与することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものを景観まちづくり団体(以下この条及び次条において「団体」という。)として、認定することができる。

2 町長は、前項の団体がその認定要件に該当しなくなったと認めるとき、又はその他活動団体として適当でないとき、その認定を取り消すことができる。

3 前2項に掲げるもののほか、団体に関する必要な事項は、規則で定める。

(技術的支援及び助成)

第27条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、技術的支援をし、又はその行為に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(1) 第21条の規定により指定した景観重要建造物及び景観重要樹木について、景観の形成のために必要な行為を行う場合

(2) 前号に規定するもののほか、重点地区内の建築物等について、景観の形成のために必要な行為を行う場合

(3) 前条の規定により認定された団体が景観まちづくりの推進に寄与する活動を行う場合

第6章 雑則

○西原町景観まちづくり条例

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1(第11条関係)

景観形成重点地区

名称	区域
小波津川沿川重点地区	第8条の規定により策定した景観計画において重点地区として定めた区域

別表第2(第14条、第15条関係)

届出対象行為

場所	対象となる行為		対象となる規模及び種類
景観計画 区域 (重点地区を除く。)	建築物	・新築、増築、改築 又は移転	○高さ(※1)が10mを超える建築物又は延べ面積が500m ² を超える建築物
		・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	○上記の規模のうち、外観の変更に関わる部分の合計面積が10m ² 以上のもの

○西原町景観まちづくり条例

<p>工作物</p>	<p>・新築、増築、改築 又は移転</p>	<p>○煙突、鉄塔等の以下に示す種類のうち、高さ（※1）10m 以上又は築造面積（※2）500m² 以上のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、物見塔、装飾塔類 ・煙突、排気塔類 ・高架水槽、冷却塔類 ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類 ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設類 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類 ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線類（支持物を含む。）で、高さ 20m 以上のもの
	<p>○製造施設等 高さ（※1）10m を超えるもの又は築造面積（※2）500m² 以上のもの</p>	
	<p>○太陽光パネル 太陽光パネルで、パネルの築造面積（※2）の合計が300m² 以上のもの。ただし、建物の屋上に設置する場合は、500m² 以上とする。</p>	
	<p>○垣・柵・塀等 擁壁、垣（生け垣を除く。）、柵、塀その他これらに類するもので、高さが 3m を超えるもの</p>	

○西原町景観まちづくり条例

			○墓地等 墓地等で敷地面積 100m ² 以上のものとし、連担する墓地については、新たに設置される墓地が既存墓地と合計して 100m ² 以上の場合も対象とする。	
		・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	○上記の規模のうち、外観の変更に関わる部分の合計が 10m ² 以上のもの	
	開発行為	・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等	○面積 500m ² 以上又は切土、盛土によって生ずる擁壁の高さが 2m 以上のもの	
	その他	・木竹の植栽、伐採	○植栽、伐採面積が 500m ² 以上のもの	
		・屋外における土石、廃棄物、再生資源等物件の堆積	○堆積の高さが 3m 以上又は行為に係る土地の面積が 500m ² 以上のもので、かつ、堆積期間が 60 日以上のもの	
		・水面の埋立て、干拓等	○規模にかかわらず全ての埋立て・干拓	
重点地区	小波津川沿川	建築物	・新築、増築、改築又は移転	○重点地区の範囲内における建築確認申請が必要となる建築物
			・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	○重点地区の範囲内における全ての建築物のうち、外観の変更に関わる部分の合計面積が 10 m ² 以上のもの

○西原町景観まちづくり条例

重点地区	工作物	<p>・新築、増築、改築 又は移転</p>	<p>○煙突、鉄塔等の以下に示す種類のうち、高さ（※1）10m 以上又は築造面積（※2）500m² 以上のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、物見塔、装飾塔類 ・煙突、排気塔類 ・高架水槽、冷却塔類 ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類 ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設類 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類 ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線類（支持物を含む。）で、高さ 20m 以上のもの
			<p>○製造施設等</p> <p>高さ（※1）10m を超えるもの又は築造面積（※2）500m² 以上のもの</p>
			<p>○太陽光パネル</p> <p>太陽光パネルで、パネルの築造面積（※2）の合計が300m² 以上のもの。ただし、建物の屋上に設置する場合は、500m² 以上とする。</p>

○西原町景観まちづくり条例

		○垣・柵・塀等 擁壁、垣（生け垣を除く。）、柵、塀その他これらに類するもので、高さが3mを超えるもの
		○墓地等 墓地等で敷地面積100㎡以上のものとし、連担する墓地については、新たに設置される墓地が既存墓地と合計して100㎡以上の場合も対象とする。
	・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	○上記の規模のうち、外観の変更に関わる部分の合計が10㎡以上のもの
開発行為	・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等	○面積500㎡以上又は切土、盛土によって生ずる擁壁の高さが2m以上のもの
その他	・木竹の植栽、伐採	○植栽、伐採面積が500㎡以上のもの
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源等物件の堆積	○堆積の高さが3m以上又は行為に係る土地の面積が500㎡以上のもので、かつ、堆積期間が60日以上のもの
	・水面の埋立て、干拓等	○規模にかかわらず全ての埋立て・干拓

(※1) 建築基準法施行令第2条第1項第6号(ただし書きを除く。)に規定する建築物の高さ。

(※2) 築造面積とは工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。